

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 8月27日(金) 13時55分から15時00分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 内野淳志

委員 14人

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 報告2 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 6 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
- 7 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 8 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 10 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 11 議案6 現況証明願について
- 12 協議1 農地等の利用の最適化の推進に係る指針について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 1 4 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 1 番川本委員、1 2 番本元委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	利用状況調査の実施状況について、農地特別委員長から報告があります。
説 明 員	本年の遊休農地利用状況調査は、7 月 2 0 日から 2 1 日の 2 日間、農地特別委員と事務局職員で実施いたしました。この調査につきましては、今期の収穫後、あっせん等により所有権、耕作者が移動される可能性のある農地等の確認を行うとともに、新たに遊休農地化の可能性がある農地がないかをポイントに実施いたしました。 今年度の調査でも、長年にわたり耕作されず耕作者不在として、遊休農地になりかねない農地が確認され、今後増加していくことが懸念されるところです。また、総会で懸念された農地や農業委員会事務局に相談があった農地、転用された用地の適正利用、一時転用から戻った農地等も調査を行いました。

議 長 各 委 員 議 長	近年の農地の傾向として、集約した農地を耕作する農業者が高齢化、疾病や体力の衰え等により、耕作地を手放すという状況が続いており、耕作不便地や水はけの悪い土地、傾斜地等耕作しづらい農地が耕作者がなく取り残されていくことで遊休農地化していくことも懸念されております。そのほか、以前から遊休農地として確認されている箇所や現状問題はないが今後遊休地になりそうな農地等、本日の総会終了後に委員全員で視察を行いますので、委員各位のご意見をいただきながら、利用意向調査の対象農地を選定するとともに、所有者への指導を通して、遊休農地の解消に努めていきたいと考えております。 以上、報告いたします。 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。
説 明 員	報告第 1 号については、報告済の承認とします。 議事日程 5 番、報告第 2 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局に説明を求めます。 報告第 2 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明します。 滝川の農地の耕作をしている農地所有適格法人については、市外の法人も含め 22 団体ありますが、農地法第 6 条の規定により事業の状況やその他農林水産省で定める事項を農業委員会に報告し、事務局決裁を行ってきたところですが、北海道農業会議よりその際に法人の要件確認は農業委員会総会で確認する旨説明があったことから総会報告議案として取扱いしています。 滝川市内の農地で耕作を行っている、令和 3 年以降開設した新規法人を除く 21 法人に通知を出し、報告がありましたのでその報告内容について説明いたします。なお、年度内に未提出の法人については法律改正があり、農地法第 68 条の規定に基づき過料の手続に移行することになります。

		別紙をご覧ください。要件確認のポイントとして①耕作面積、農地の権利を持ち営農しているかの確認、②形態要件、定款の確認、株式譲渡に対して会社の承認が必要であることの確認、③事業要件、農業以外の事業を行っているか、農業以外の売り上げが50%を超えると要件を満たさなくなります。④構成員要件、出資者の確認、構成員要件を満たし且つ出資している者が議決権の50%以上であること。⑤業務執行役員要件、役員の過半に該当する者が出資者であり、且つ150日以上農業に従事していること。以上5件について確認したところ、調査した段階で要件非該当になる法人が2件、 については、出資者である さんが取締役を降りたことから出資者が役員の過半に該当するに合致しなくなったため既に連絡指導済です。 については、出資者（株主）が親会社のみで該当していないのですが、元々農地法第3条第3項に該当する法人で、貸借のみなので問題はありません。以上報告いたします。
議 長		説明が終わりました。13番を除く20件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員		（なしの声あり）
議 長		質疑、意見を終了いたします。報告第2号、13番を除く20件については、報告済の承認とします。13番の農地所有適格法人の定期報告については、農業委員会法第31条に基づき、 委員の退室をお願いいたします。
		（ 委員14：11退室）
議 長		13番の報告について、質疑、意見を求めます。
各 委 員		（なしの声あり）
議 長		質疑、意見を終了いたします。13番の法人については、報告済の承認とします。 委員の入室をお願いいたします。
		（ 委員14：12入室）
議 長		議事日程6番、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約につ

		いて説明します。今月は8件です。 1番から4番まで、江部乙町 番、江部乙町 番、江部乙町 番、江部乙町 番、さん、さん、さん、さん他1名、とさんの解約です。すべて「田」で面積は、13,083 m²、38,367 m²、1,406 m²、12,649 m²、解約理由は借主の申出によるものです。さんがさんに代わって認定農業者になって当初農業に従事していたのですが、農業をやめ市外転出したため再びさんが認定農業者になりさん名義で新規で貸借します。 5番、北滝の川 番、「田」12,737 m²、「畑」753 m²、さんとさん、JA たきかわ転貸で借主の申出による解約です。議案第5号で説明しますが、6番のさんとさんの解約によりさんの耕作している農地をさんが耕作するため転貸を解約し1本にまとめるものです。 6番から8番まで、北滝の川 番、「田」8,699 m²、「畑」5,609 m²、JA たきかわ転貸、北滝の川 番、「田」13,008 m²、北滝の川 番、JA たきかわ転貸、さん、さん、さんとさんの借主の申出による解約です。さんの病状悪化により、今年度は息子さんの協力で何とか小麦の収穫を終えましたが、病状回復見込みがないこと、来年度は息子さんの協力を得られないことから解約します。6番のさんについては、さんが耕作することで利用集積計画が上がりますが、さんとさんについてはこれからになりますので、北滝の川地区の農業委員さんはよろしくお願い致します。 本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第1号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第1号については、原案のとおり決定といたします。

説 明 員	議事日程 7 番、議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。 議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。 今月は 2 件です。 1 番、江部乙町 番、「田」90,946 m²、「畑」29,459.97 m²、さんと さんとの 3 条使用貸借の解約で解約理由は議案 1 と同様です。 2 番、江部乙町 番、「畑」11,009 m²、さんと さんとの使用貸借の解約です。農地の境界を巡って さんが隣地の住人とトラブルになったことから小麦の収穫が終わったので解約するものです。なお、この地域の耕作から手を引くため近隣の さん、 さんの農地と併せて約 33,000 m²ありますので江部乙地区の農業委員さんはよろしくお願いいたします。 本案件は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされているので、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程 8 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。 1 番、江部乙町 番、地目「田」、227 m²、さんから さんへの贈与による所有権移転です。昨年現況証明を行い、地目変更を行った農地です。隣接地耕作者の さんに無償で贈与するものです。面積が少ないこと、所有者の さんが市外転出し、自分で移転手続をできないことか

		ら、無償で贈与し、受人の さんが移転登記の手続を行います。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第 3 号について、農業委員会法第 3 1 条に基づき 委員の退室をお願いします。
各 委 員		(委員 1 4 : 2 5 退室)
議 長		議案第 3 号について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 3 号について、原案のとおり決定とします。 委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 2 6 入室)
議 長		議事日程 9 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は 4 件ですが 1 番 2 番は同じ案件です。
		1 番及び 2 番、砂利採取による一時転用です。西滝川 番、現況地目「田」、貸付人、 さん、 さん、借受人 。転用面積 29,177 m ² 、工期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで。掘削面積は、14,571 m ² 、砂利採取量が 82,242 m ³ を計画しています。
		3 番、東滝川町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 330 m ² 、転用目的は小規模太陽光発電の設置です。
		4 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 396 m ² 、転用目的は一般個人住宅の建築です。1 番、2 番の農地については、3,000 m ² 以上で農用地区域内の一時転用であることから北海道農業会議の常設審議委員会の審議案件となります。以下施設の工期、概要は記載のとおりです。周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供

	することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長 各 委 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり)
議 長 各 委 員	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 4 号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程 10 番、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は新規の貸借権の設定が 7 件です。
	1 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 24,840 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、2,013 円、総額 50,000 円です。所有者である さんが市外転出するため農地の維持管理困難となったことから耕作するものです。
	2 番から 5 番までは さんの認定農業者変更による新規の貸借です。
	2 番、江部乙町 番、地目「田」面積 13,083 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。
	3 番、江部乙町 番、地目「田」面積 38,367 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。
	4 番、江部乙町 番、地目「田」面積 1,406 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。
	5 番、江部乙町 番、地目「田」面積 12,649 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。
	6 番、7 番、北滝の川 番、地目「田」面積 21,436 m²、北滝の川 番、地目「畑」面積 6,362 m²、 さんから さんへの貸借で期間は 5

		年間、10a 当りの賃借料は、「田」8,000 円、「畑」3,000 円です。さんの後を受け耕作するものです。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第 5 号について質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了します。議案第 5 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 5 号については、原案のとおり決定いたします。
		議事日程 1 1 番、議案第 6 号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 6 号、現況証明願について説明いたします。今月は 1 件です。
		1 番、緑町 番、登記地目「田」、面積は 175 m ² 。所有者は、さんです。昭和 5 0 年に住宅が登記され、現在も空き家として存在しているところです。現況については備考欄のとおり、3 名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了します。議案第 6 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 6 号については、原案のとおり決定とします。
		議事日程 1 2 番、協議第 1 号「農地利用の最適化の推進に関する指針について」協議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		この指針については、「農業委員会等に関する法律」の改正により、指針の中の「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」が農業委員会の必須義務となり、「農地等の利用の最適化の推進」に関する事項に関する事務を行うこととなったものです。この農

	地等の利用の最適化の推進の公正な実施と、滝川市では設置していませんが、各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会是指針を定めるよう努めることとなったことから今年度も策定し説明しているところでございます。 お配りしている議案について、簡単に説明させていただきます。 (資料に基づき説明)
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。協議第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第1号については、原案のとおり決定とします。
	本日の議案については、以上でございます。その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事予定について資料に基づき報告)
議 長	第15回総会は9月28日9時00分からということで決定します。 以上をもちまして、第14回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(15:00)